第百十六条及び第百十八条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十二条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正）

第百七十五条　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八章　外務省関係

（旅券法の一部改正）

第百七十六条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（外務公務員法の一部改正）

第百七十七条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「そそのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「幇助」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部改正）

第百七十八条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十二条

二　独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第四十五条

三　独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第二十二条

（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律の一部改正）

第百七十九条　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「充てんされた」を「充塡された」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律の一部改正）

第百八十条　国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（平成十六年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「あてた」を「宛てた」に改める。

第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九章　財務省関係

（通貨及証券模造取締法の一部改正）

第百八十一条　通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「違犯シタル者ハ一月以上」を「違反シタル者ハ」に、「重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

（外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律の一部改正）

第百八十二条　外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「重懲役又ハ軽懲役」を「六年以上十一年以下ノ拘禁刑」に改め、同条第二項中「軽懲役又ハ」を削り、「五年以下ノ重禁錮」を「八年以下ノ拘禁刑」に改める。

第三条第一項中「軽懲役又ハ」を削り、「五年以下ノ重禁錮」を「八年以下ノ拘禁刑」に改め、同条第二項ただし書中「二円」を「一万円」に改める。

第四条中「重禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条第一項中「重禁錮又ハ二百円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

第六条中「軽罪ヲ犯サムトシテ未ダ遂ゲザル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ処断ス」を「罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」に改める。

（紙幣類似証券取締法の一部改正）

第百八十三条　紙幣類似証券取締法（明治三十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「重禁錮又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

（印紙犯罪処罰法等の一部改正）

第百八十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）第一条及び第二条第一項

二　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第六十八条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十条

三　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第九十六条及び第九十七条

四　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十三条第一項及び第二十四条

五　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第十五条第一項及び第三項

六　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十九条第一項及び第三十条

七　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の三第一項、第三項及び第四項、第七十条の十三第一項及び第三項、第八十七条の六第十五項、第八十七条の八第六項及び第七項、第八十九条第二十五項、第二十七項及び第二十九項並びに第九十条の七第一項及び第三項

八　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条

九　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百八十七条第一項及び第三項、第百八十八条並びに第百八十九条

十　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十六条及び第十七条

十一　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十七条第一項

十二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百五十九条第一項及び第三項、第百六十条並びに第百六十二条

十三　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条

十四　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十三条第一項、第三項及び第四項